

平成30年度

木造住宅に係る
住宅耐震補強工事事業



岐阜市

1 事業の目的

この事業は、地震に強い安全なまちづくりを推進するために、耐震診断において「倒壊する可能性がある」と判定された住宅について、安全な住宅となる耐震補強工事を実施する市民に対して、その工事費の一部を補助するものです。

2 対象となる木造住宅

次の要件を満たす住宅が補助の対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ② (一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」等(以下、「建防協マニュアル」という。)に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点(以下、「評点」という。)が1.0未満と診断された住宅

(注) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(注) 国が行うモデル事業の補助を受けている場合は事前に申し出て下さい。

3 対象となる耐震補強工事

「対象となる木造住宅」について、次のいずれかの基準を満たす耐震補強工事。

- ① 相談士が設計及び工事監理を行い、補強後の評点が1.0以上となる耐震補強工事【1.0補強】
- ② 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された木造住宅で、相談士が設計及び工事監理を行い、補強後の評点が0.7以上となる耐震補強工事【0.7補強】

(注) 相談士とは、岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱に基づき、岐阜県が主催、指定する相談士養成講座を修了した者の中から岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいいます。

(注) ②の耐震補強工事の場合は、耐震補強工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。

(注) 診断ソフトは、建防協マニュアルWee2012 (Ver1.2.0)、(一財)日本建築防災協会評価ソフトとします。

4 補助金の額

補助対象となる耐震補強工事費	補助金額
120万円以下の場合	工事費×61.5% ^{※1}
120万円超えの場合	工事費×11.5%+60万円 ^{※1}

<補助金限度額>

①1.0補強	101万1千円
②0.7補強	84万円

(注) 耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用は補助対象に含むことができます。

(注) 消費税及び地方消費税は補助対象に含むことができません。

(注) 岐阜県又は岐阜市が交付する他の補助金、資金貸付及び利子補給金等（岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く）を活用する場合は、補助対象経費が重複しないこと。

(注) 耐震補強以外のリフォーム改修工事や増築及び除却を伴う耐震補強工事は補助対象になりません。

5 補助の申請について

- 補助金交付の対象となる者は次に掲げる者とします。

- ・住宅の所有者
- ・住宅の居住者（所有者の同意が得られた賃貸住宅に限ります。）
- ・住宅の所有者の2親等以内の親族（所有者が死亡している場合に限ります。）

(注) 所有者が申請することができない場合は、所有者との関係がわかる書類等が必要になります。

※「補助金の交付の対象となる者（法人の場合は代表者）が、補助金の交付対象事業を行う建築士又は相談士と同一人物である者」「補助金の交付の対象となる者（法人の場合は代表者）が、補助金の交付対象事業を行う建築士事務所の代表者又は施工者の代表者と同一人物である者」は補助対象外です。

- 補助戸数 20戸

(注) 申込み受付は先着順とし、受付予定戸数に達し次第受付を終了致します。

(注) 予算の都合や岐阜県との協議により変更する場合があります。

- 申込み受付期間・受付場所

平成30年5月7日（月）～10月31日（水） 建築指導課（本庁舎6階）

（受付は土、日、祭日を除く午前8時45分～午後5時30分までとします。）

6 補助事業の相談から補助金交付まで

① 補助事業の相談（補助対象条件の確認等）

- ・建築指導課の窓口で「木造住宅に係る住宅耐震補強工事事業」の相談を受付けています。
- ・相談する際には「耐震診断結果報告書」を提示し、補助条件について確認をして下さい。

② 建築指導課からの情報提供（相談士名簿の閲覧等）

- ・「木造住宅に係る住宅耐震補強工事事業」の申請書類をお渡しします。
- ・「岐阜県木造住宅耐震相談士」の登録名簿を閲覧し、依頼する相談士を選定して下さい。

【留意事項】

- ◇ 依頼する相談士は、ご自身で選定して下さい。
- ◇ 建築指導課で特定の相談士を紹介することはできません。

③ 相談士の選定・委託

「岐阜県木造住宅耐震相談士」登録名簿からご自身で選定された相談士に、「木造住宅耐震診断の結果報告書」を提示し、「補強計画図書の作成・工事監理・施工業者への見積り等」の委託をして下さい。

また、「施工業者の選定方法・出費できる補強工事費の上限額・補強方法・相談士の費用」等についても相談士と打ち合わせをしておいて下さい。

【留意事項】

- ◇ 委託される相談士は、耐震補強工事を行う住宅の耐震診断を実施した相談士が円滑ですが、他の相談士に委託されても結構です。
- ◇ 補助申請は、専門的な知識を必要とする部分が多くありますので、相談士に申請代行を依頼されると円滑です。

④ 工事見積りの内訳書の提示

相談士に、施工業者への工事見積りを依頼して下さい。

適切な見積りがされるよう、施工業者に対し相談士からよく補強工事内容を説明してもらって下さい。

【留意事項】

- ◇ 耐震補強工事と一緒に改修工事等を行う場合でも、必ず耐震補強工事とその他の工事を分離した耐震補強工事のみの工事見積りの内訳書を作成してもらって下さい。
- ◇ 見積りに際し、出費できる補強工事費の上限額やどの程度まで耐震補強したいのかを相談士に伝え、補強方針について意思の疎通をしておいて下さい。
- ◇ 建築指導課で特定の施工業者を紹介することは出来ません。
- ◇ 工事見積りの内訳書が耐震補強工事内容を網羅したものであるか、また、補強工事以外の工事が含まれていないかを相談士に確認してもらって下さい。

⑤ 補助金等交付申請書の提出

「補助金等交付申請書」（様式第1号）を建築指導課に提出して下さい。「補助金等交付申請書」には事業計画書と下記の書類を必ず添付して下さい。

- ・耐震補強工事前後の「耐震診断結果報告書」の写し
- ・設計者・工事監理者の「資格者証」の写し（建築士法第24条の8の書面含む。）
- ・耐震補強工事の内容がわかる図面
- ・耐震補強工事費の「内訳書」の写し
- ・家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書（様式任意）（0.7補強の場合のみ）
- ・建築物の建築時期、所有者が確認できる書類の写し（家屋の課税明細書、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書の写し等）
- ・相手方登録申請書
- ・その他必要と認める書類

【留意事項】

- ◇ 補助金等の申請は、相談士と工事期間等を十分調整し受付期限までに行うようお願いします。
- ◇ 補強工事前の評点が1.0未満であることを確認できる計算書の添付が必要です。

⑥ 補助金の口座振込について

補助金は指定口座へ振り込みとなります。市に口座登録をされていない方は、相手方登録申請書を⑤の補助金等交付申請書と一緒に提出して下さい。

【留意事項】

- ◇ 相手方登録申請書に押印していただく印鑑は銀行印でなくても結構です。補助申請書類の押印と同じ印鑑をご使用下さい。

⑦ 補助金等交付決定通知書の送付

補助金等交付申請の内容が適正であれば、岐阜市から申請者あてに「補助金等交付決定通知書」を送付します。^{※2}

⑧ 工事の契約（工事着手）

施工業者と耐震補強工事の契約を行って下さい。

【留意事項】

- ◇ 耐震補強工事の契約は、補助金等交付決定通知書の交付後として下さい。交付決定前に契約された工事では補助は受けられません。
- ◇ 相談士及び施工業者から工事内容の説明を受け、トラブルが無いように納得されてから契約を行って下さい。

⑨ 工事の実施

【留意事項】

- ◇ 工事日程は、相互の話し合いにより決めて下さい。但し、補助事業ですので、当該年度の2月中旬までに補助申請手続きを全て完了していただく必要があります。期日までに補助事業等実績報告書が提出されない場合は補助が受けられなくなりますのでご注意下さい。

⑩ 工事の監理

耐震補強工事は、必ず相談士の監理のもとで施工して下さい。相談士による監理がされていない工事では補助を受けられませんのでご注意下さい^{※3}。

⑪ 工事費、設計費、工事監理費の支払い（工事完了）

工事が完了したら耐震補強工事を依頼した工事施工業者へ補強工事費（補助金額を含む金額）、相談士へ設計費・工事監理費の支払いをして下さい。

【留意事項】

◇ 領収書は必ず受領して下さい。（補助申請に必要となります。）

⑫ 補助事業等実績報告書の提出

「補助事業等実績報告書」（様式第4号）を建築指導課へ提出して下さい。「補助事業等実績報告書」には下記の書類を必ず添付して下さい。

- ・ 事業実績書
- ・ 耐震補強工事費の「領収書」の写し
- ・ 相談士の設計費・工事監理費の「領収書」の写し
- ・ 耐震補強工事の写真（施工中及び完了時）
- ・ その他必要と認める書類

【留意事項】

◇ 印鑑は、補助金等交付申請書で押印したものと同一ものを使用して下さい。

⑬ 現場検査

相談士の立会いのもと、補強工事が完了しているか、市職員が検査します。

⑭ 補助金等確定通知書の送付

補助事業等実績報告書の内容が適正であれば、岐阜市から申請者あてに「補助金等確定通知書」を送付します。

⑮ 補助金の交付

申請者の指定口座へ補助金が振り込まれます。^{※4}

【留意事項】

◇ 「補助金等確定通知書」の送付から補助金が振り込まれるまでには、3～4週間程度の日数を要します。4週間を経過しても振り込みがない場合は、建築指導課にお問い合わせ下さい。

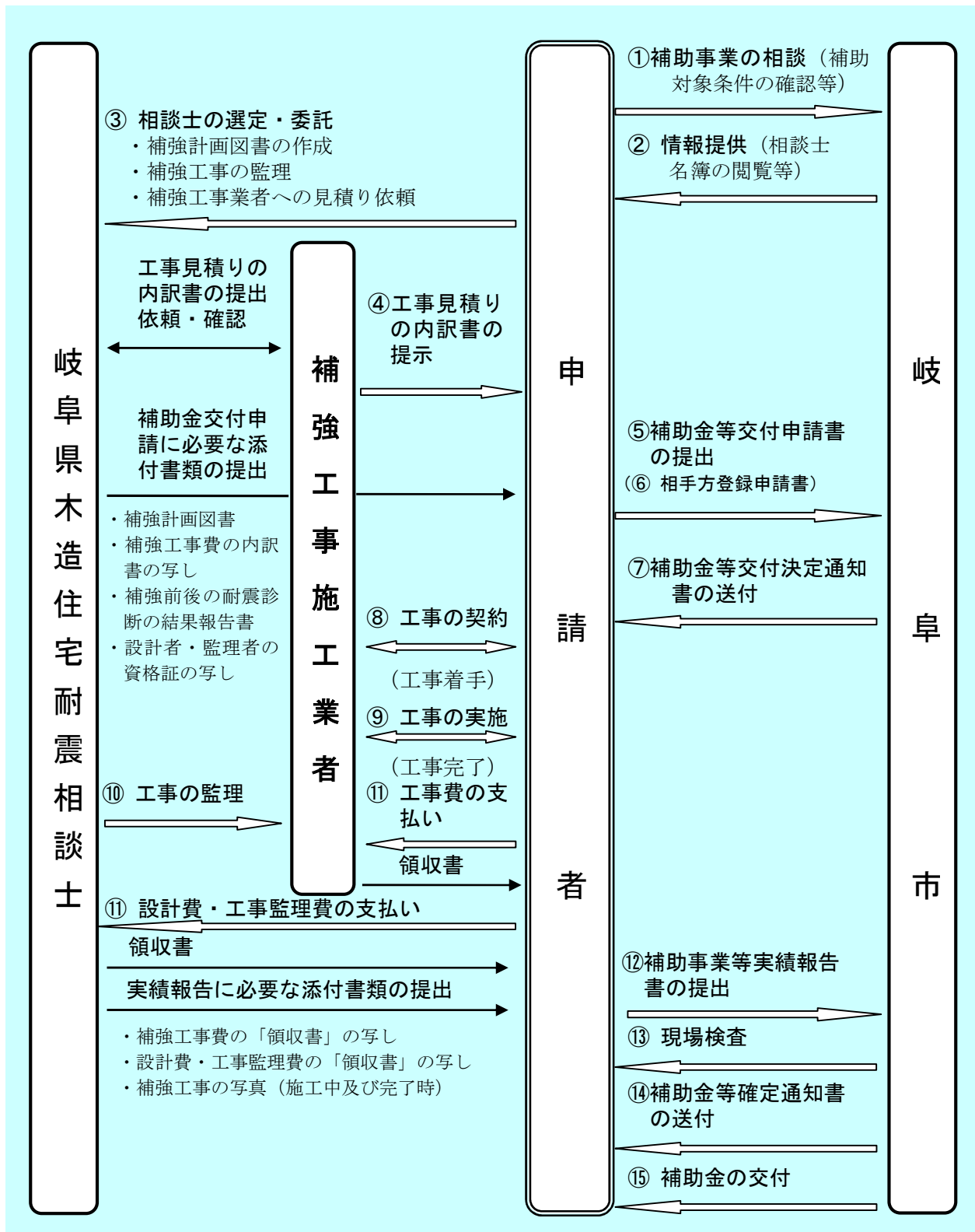
7 注意事項

- ※1 耐震補強工事における補助金額は、下記の計算により端数調整した額となります。
- (1) 補助対象となる耐震補強工事費が120万円以下の場合
事業に要する費用に61.5%を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額。
ただし、事業に要する費用とは、耐震補強工事費を4,000で除し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てたものに4,000を乗じて得た額とする。
- (2) 補助対象となる耐震補強工事費が120万円超えの場合
耐震補強工事費に11.5%を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額に60万円を加えた金額。
- ※2 補助金等交付決定通知書が交付された後に、事業計画書の内容を変更したり、工事（補助事業）を中止する場合は、必ず「補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書」（様式第3号）を建築指導課に提出して下さい。
※印鑑は補助金等交付申請書で押印したものと同一ものを使用してください。
※工事（補助事業）を中止した場合、中止までに行った工事、設計に対する補助金はありませぬのでご注意ください。
- ※3 建築基準法の規定による認定（建築基準法の規定と同等以上の効力を有すると認めるものを含む）を有しない金物等を使用する補強工事は補助対象となりません。なお、現場検査のほか工程写真においても適正に補強工事が行われたことを確認します。写真の撮り忘れには十分注意して下さい。
- ※4 補助事業を活用して補強工事（補強後の評点が1.0以上の工事のみ対象）を完了した後に、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置を受けられる制度があります。
詳細については、申請前に各担当部署にお問い合わせ下さい。
所得税の特別控除 …税務署
固定資産税の減額措置…資産税課

※セールスにご注意を

市では、建設業者等に「耐震診断事業」や「耐震補強工事事業」のあつせん依頼はしておりませぬ。電話や個別訪問等によるまぎらわしい勧誘にはご注意ください。

◆ 木造住宅に係る住宅耐震補強工事業補助申請の流れ



木造住宅に係る住宅耐震補強工事業に関する問い合わせ先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係

(代表) 058-265-4141 (内線) 2657・2658

(直通) 058-265-3904